

サービス利用料金

訪問介護《要介護者》

区分	提供時間等	1回あたりの利用金額	H27. 4. 1～	H27. 8. 1～ (※1)
			利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)
身体介護	20分以上30分未満	2,450	245	490
	30分以上1時間未満	3,880	388	776
	1時間以上1時間30分未満	5,640	564	1,128
	1時間30分以上	5,640円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに800円を加算した金額	564円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに80円を加算した金額	1,128円に所要時間1時間から計算して所要時間30分を増すごとに160円を加算した金額
生活援助	20分以上45分未満	1,830	183	366
	45分以上	2,250	225	450
身体介護と生活援助	* 身体介護の利用料金に、生活援助の次の時間区分による利用料金を追加			
	20分以上45分未満	670	67	134
	45分以上1時間10分未満	1,340	134	268
	1時間10分以上	2,010	201	402

※ 身体介護と生活援助の両方を行う場合は、それぞれの要する時間に応じて利用料金が異なります。

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合（下記参照）は、ご利用者又は同意者の同意の上で、介護保険給付対象サービスについての利用料金を通常の2倍いただきます。

例1) 体重の重い方の入浴介助等の重介護サービスを行う場合

例2) 暴力行為などがみられる方へサービスを行う場合

介護予防訪問介護《要支援者》

区分		1か月あたりの利用金額	H27. 4. 1～	H27. 8. 1～ (※1)
			利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)
介護予防訪問介護費 (Ⅰ)	週1回程度の訪問が必要とされた場合	11,680	1,168	2,336
介護予防訪問介護費 (Ⅱ)	週2回程度の訪問が必要とされた場合	23,350	2,335	4,670
介護予防訪問介護費 (Ⅲ)	週2回程度を超える訪問が必要とされた場合	37,040	3,704	7,408

## 訪問介護・介護予防訪問介護共通

区分		利用金額等	H27.4.1～	H27.8.1～ (※1)
			利用者負担額(1割)	利用者負担額(2割)
サービス提供責任者 初回同行訪問加算	1か月あたり	2,000	200	400
緊急時訪問介護加算 (要介護者のみ)	1回あたり	1,000	100	200
生活機能向上連携加算	1か月あたり	1,000	100	200
介護職員処遇改善加算(I)	1か月あたりの 加算額	1か月あたりの所定 単位×86/1000×10	左記により算定 した金額の1割	左記により算定 した金額の2割

(※1) 平成27年8月1日から、一定以上の所得がある利用者の自己負担は2割となります。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて、ご利用者の負担額を変更します。

※ ご利用者がまだ要支援、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画等が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

※ 当事業所は、厚生労働大臣が定める基準(体制要件・人材要件・重度対応要件)に適合する場合、特定事業所加算(I)～(III)を算定し、所定単位数の10%～20%を割増することがあります。